

平成 30 年 10 月 23 日

各 位

会社名 総合メディカルホールディングス株式会社

代表者 代表取締役社長 坂本 賢治

(コード番号：9277 東証第1部)

問合先 広報 IR 部長 甲佐 貴光

(TEL 092-713-9181)

### 株主優待制度の継続に関するお知らせ

総合メディカルグループは、平成 30 年 10 月 1 日を期日として、持株会社「総合メディカルホールディングス株式会社」を設立いたしました。

今後も、当社株式への投資魅力を高め、より多くの株主の皆さまに株式を中長期的に保有していただくため、下記のとおり、株主優待制度を持株会社の優待制度として移行し従来どおり実施いたします。

### 記

1. 対象となる株主さま

毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式 100 株（1 単元）以上ご所有の株主さまを対象。

2. ご優待内容

ご所有株式数の継続保有期間に応じて「株主優待ポイント」を贈呈。（年 1 回）

株主優待ポイントを利用して、当社株主優待専用サイトまたは商品カタログの中から、株主優待ポイントの範囲内で、当社プライベートブランド商品やくらしと健康をテーマとした商品をご選択。

(継続保有期間)	1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上
当社プライベートブランド商品、くらしと健康をテーマとした商品	6,000 ポイント	11,000 ポイント	16,000 ポイント

- (注) 1. 継続保有期間1年以上とは、基準日(毎年3月31日)の当社株主名簿に、前期末(3月31日)と同一株主番号で連続して記載されていることとします。
2. 継続保有期間3年以上とは、毎年3月末の当社株主名簿に、同一株主番号で連続4回以上記載されていることとします。
3. 保有期間につきましては、移行前の総合メディカル株式会社株式保有期間を合算した期間といたします。
4. 優待内容につきましては、2018年度における総合メディカル株式会社での実績と変更ございません。

※証券会社の貸株サービスをご利用の株主さま

貸株サービスをご利用の場合、貸出をおこなった株券の所有権は貸出先に移転するため、株主名簿には貸出先が記載され、株主優待の対象から外れますので、ご注意ください。

貸株サービスの「株主優待自動取得サービス」をご利用の場合でも、証券会社が長期保有特別優待(保有期間)の条件に対応しておらず、対象から外れる場合がございますので、詳しくは、ご利用の証券会社にお尋ねください。

以上